

令和4年6月24日

保護者の皆様

岸和田市立山直南小学校・幼稚園
校長 仙石 晴彦

児童・園児の熱中症予防に係る飲料水の有料化について

平素は本学校園の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校園においては熱中症防止対策の一環として、持参した飲み水がなくなった園児・児童に対して、園児・児童の安全確保を理由として学校園予算やPTA予算からその経費を捻出して飲料水を提供してまいりました。しかしながら、近年、その経費負担が増大する傾向にあり、学校園運営にも支障をきたす懸念がでてきております。

そもそも、各個人において十分な量の飲み水が準備できていれば、このような支出が生じることはありませんし、例えこれらの経費が生じる場合が起こったとしても、本来は「飲料水の提供を受ける本人やその家庭が負担すべき費用」であるというのが学校園の考え方です。

そういった経緯もふまえて、今後の園児・児童への飲料水の提供については、以下の運用ルールを設けて対応させていただきたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、この運用の開始は、週明けの6月27日（月）からとさせていただくことを申し添えます。

記

1. 運用ルールについて

- (1) 飲料水が必要であると学校園が判断した園児・児童に対しては、ペットボトル1本を単位とする飲料水を提供させていただきます。
なお、その判断基準は園児・児童の身体の安全確保を優先するものとし、保護者に事前の了解をとることなく提供させていただきます。
- (2) 学校園より園児・児童にペットボトルの飲料水を提供させていただいた際には、その保護者に対して1本につき金100円を請求させていただきます。
- (3) 保護者はその請求の主旨を理解し、学校園からの請求に対しては受益者負担金としてその請求額をお支払いいただきます。

2. 本制度導入に係る留意点として

- (1) お子さまの水分補給に必要な量の飲み水を把握し、しっかりとご準備ください。
お子さまの発達状況にもよりますが、この時期は水筒2本分の持参を推奨します。
- (2) 持参する飲み水の量が増えることを鑑みて、学習用具の持ち帰りは必要最小限となるように配慮してまいります。

3. 手続きの流れについて

- (1) 飲料水の提供を受けた園児・児童は、下の写真のように
ペットボトルに連絡用紙がまかれた状態の容器を持ち帰ってもらうようにします。
- (2) 持ち帰った容器から連絡用紙をはがしていただき、翌日以降に代金を添えて
職員室または担任に提出してください。
- (3) ご提出いただいた連絡用紙は、代金を受け取った確認を記載した後
改めてお子さまにお渡しします。
- (4) 受け取り確認済みの連絡用紙が、ご家庭に再度届きましたら手続きは完了です。



※ 水の種類 や 連絡用紙の形式は、随時、修正していきますのでご理解ください。

※ 必要に応じて、学校園から連絡をさせていただく場合があります。